

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等の拡充を求める 意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上といわれるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであると、肝炎対策基本法等でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、患者に対する生活支援の実効性が発揮されていない状況である。

そのような中、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）に、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、患者に対する支援について、何ら新たな具体的措置が講じられておらず、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援を保障するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 19 日

延岡市議会